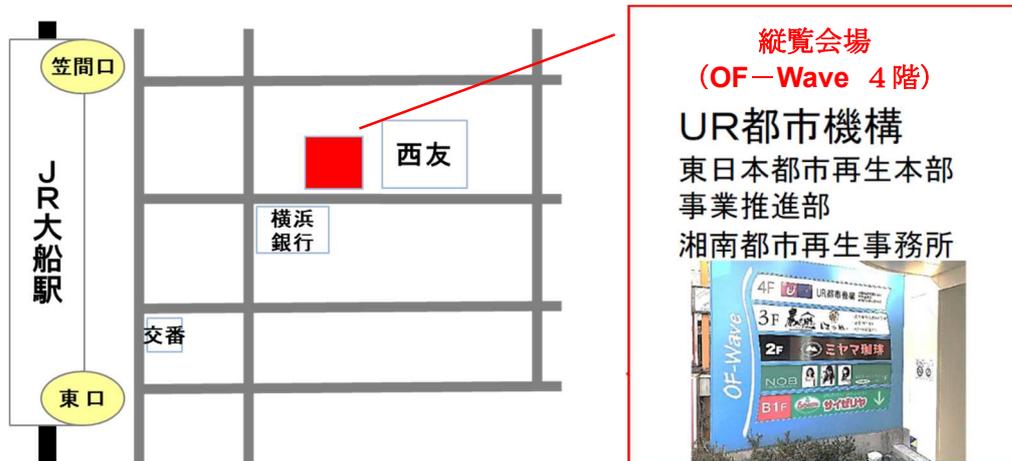


藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業村岡・深沢地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の縦覧について

藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業村岡・深沢地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を縦覧します。

■縦覧場所

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業推進部 湘南都市再生事務所
(〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1-25-35 OF-Wave 4階)



■縦覧期間

令和5年5月9日(火)から令和5年5月22日(月)まで(土曜日、日曜日を含む、午前9時30分から午後5時30分まで)

■意見書の提出について

利害関係者*で施行規程及び事業計画にご意見のある方は、令和5年5月9日(火)から令和5年6月5日(月)まで、神奈川県知事宛てに意見書を提出することができます。

住所、氏名、電話番号、事業計画の名称(藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業村岡・深沢地区土地区画整理事業)、ご意見、作成日をご記入の上、神奈川県県土整備局都市部都市整備課(〒231-8588 横浜市中区日本大通1)の窓口(平日の9:00~12:00及び13:00~16:00)へ直接ご持参、もしくは郵送でご提出ください。様式は任意です。郵送の場合は、令和5年6月5日(月)までの消印があるものが有効です。

※利害関係者：当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者
(土地区画整理法第20条第2項)

■お問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業推進部 湘南都市再生事務所
電話番号：0467-40-3334